

したいと考えている。なお、個人情報もあり、聞きにくいところも実態としてあるため、介護や障がいなどのサービスを提供する事業所にもお願いするなど、該当する方全員に徹底できるような方法を考えていきたい。

産業建設委員会

委員長 中野 寛之

◆大洲市建設残土処理場管理条例の制定について

説明 公共工事で発生する建設残土を受け入れる残土処理場を設置することに伴い、阿蘇高山建設残土処理場の管理及び運営に関して必要な事項を定めるため制定しようとするもの。

問 使用料の減免等については、どのような場合を想定しているのか。

答 使用料の減免等については、災害等による土

砂の崩落など、緊急的に災害復旧が必要となった場合などを想定している。

問 建設残土処理場までの市道について、大型車の往来が多くなるが、強度は大丈夫なのか。また、市道の損傷が生じた場合の対応はどうするのか。

答 建設残土処理場までの市道は、進入路の一部は舗装されているが、未舗装部分も多いため、平成30年度において舗装新設の予算を計上しており、できるだけ大型車の往来に耐える構造にしたいと考えている。建設残土処理場を往来する大型車等により市道に損傷が生じた場合については、計画的に維持補修を行いたいと考えている。

◆JR大洲駅観光拠点整備事業について

説明 JR大洲駅に物産販

売所、観光案内所、トイレ等を整備することで、本市の観光地の玄関としての機能を充実させるもの。

問 整備される施設の概要と観光案内所の機能について

答 物産販売所は基本的に大洲の銘菓などを置くことを考えており、観光案内所は人員を配置する予定としている。公衆トイレの整備はトイレの洋式化及び多目的トイレの設置など、機能の充実が図れるよう計画している。また、大洲駅から観光拠点施設へ向かうには、一旦大洲駅を出る必要があることから、雨天時などの利便性向上のため、その導線上に屋根を設置することとしている。

さらに、大洲駅の待合スペースには、冷暖房が完備されていないことなどから、観光客や駅利用者の皆

さんが待ち時間でも快適に過ごしていただけるよう、簡易な休憩スペースを設けることとしている。

問 物産販売所の運営について

答 運営は市が行うこととしているが、その方法については、指定管理や民間への委託などを含め検討中である。

◆大規模盛土造成地調査委託業務について

説明 この調査は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の巨大地震において、谷や傾斜地に盛土した造成地が崩落し土砂流出の被害が発生したことから、このような大規模造成地を明らかにするとともに、市民に大規模盛土の存在を周知し、日頃の防災意識の向上や災害の未然防止に繋げていくことを目的に実施するもの。

問 調査委託の必要性について

答 宅地を造成した場合に市計画法に基づき届けが出されることとなることから、その造成地については、ある程度把握できている。しかし、今回調査対象となる要件は、開発行為の対象外の要件も該当することから、全体について把握がで



JR伊予大洲駅